

	地方公営企業	(公営企業型) 地方独立行政法人	企業会計
根拠法等	地方公営企業法 (法) 地方公営企業法施行令 (令) 地方公営企業法施行規則 (規則)	地方独立行政法人法 (法) 地方独立行政法人法施行令 (令) 地方独立行政法人法施行規則 (規則) 公営企業型地方独立行政法人会計基準 (基準) 及び 地方独立行政法人会計基準注解 (注解)	会社法 (会社法) 会社計算規則 (計規) 金融商品取引法 (金商法) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (財規) 企業会計原則 (原則)
財務諸表	貸借対照表 (法307) 損益計算書 (法307) 剰余金計算書または欠損金計算書 (法307) 剰余金処分計算書または欠損金処理計算書 (法307) 決算報告書 (法307) ※キャッシュ・フロー計算書の規定なし	貸借対照表 (法341、基準39) 損益計算書 (法341、基準39) 利益の処分又は損失の処理に関する書類 (法341、基準39) キャッシュ・フロー計算書 (基準39) 行政サービス実施コスト計算書 (基準39) 附属明細書 (法341、基準39)	貸借対照表 (会社法4352、財規11) 損益計算書 (会社法4352、財規11) 株主資本等変動計算書 (計規591、財規11) キャッシュ・フロー計算書 (財規11) 個別注記表 (計規591、財規11) 附属明細書 (会社法4352、財規11)
予算等	予算あり (法24) 毎事業年度作成し、議会の議決を経なければならない (法242)	中期計画作成義務あり (法26) 設立団体の長からの中期目標を指示されたときに、作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない (法261)。予算は中期計画の構成要素のひとつ。 ※中期目標は3年以上5年以内の期間で定められる。	義務づけなし
資本構成	<ul style="list-style-type: none"> 資本 <ul style="list-style-type: none"> 資本金 <ul style="list-style-type: none"> 自己資本金 <ul style="list-style-type: none"> 固有資本金 <ul style="list-style-type: none"> 繰入資本金 (法17の2、法18、昭和38年一部改正例附則3) 組入資本金 (令25) 借入資本金 (法152) 剰余金 <ul style="list-style-type: none"> 資本剰余金 (法325、令152) <ul style="list-style-type: none"> (再評価積立金・受贈財産評価額・寄附金・その他資本剰余金) ※内訳は規則別表1に記載があるのみ 利益剰余金 <ul style="list-style-type: none"> 減債積立金 (法321、令241) 利益積立金 (法321、令242、3) 任意積立金 (法322、令244) 繰越利益剰余金 <ul style="list-style-type: none"> (※規則別表1に記載があるのみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 資本 <ul style="list-style-type: none"> 資本金 (法6、基準19) <ul style="list-style-type: none"> (設立団体出資金、その他地方公共団体出資金) 資本剰余金 (基準192) 利益剰余金 <ul style="list-style-type: none"> 積立金 (法401) <ul style="list-style-type: none"> 目的積立金 (法403) 前中期目標期間繰越積立金 (法404) 当期末処分利益 (基553※表示の記載のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 資本 <ul style="list-style-type: none"> 資本金 <ul style="list-style-type: none"> (会社法4451、2、計規76、財規61原則第三、四(三)A) 資本剰余金 <ul style="list-style-type: none"> 資本準備金 <ul style="list-style-type: none"> (会社法4453~5、446、計規76、財規63原則第三、四(三)B) その他資本剰余金 <ul style="list-style-type: none"> (計規76、財規63原則第三、四(三)D) 利益剰余金 <ul style="list-style-type: none"> 利益準備金 <ul style="list-style-type: none"> (会社法4453~5、446、計規76、財規65原則第三、四(三)B) その他利益剰余金 <ul style="list-style-type: none"> (計規76、財規65原則第三、四(三)B)

借入資本金制度	制度あり（令15②） ・建設又は改良等の目的のため発行した企業債、同様の目的で他会計から借り入れた長期借入金に相当する金額を自己資本金と同様に資本金として整理。	制度なし	制度なし
資本制度			
(1) 資本金	「自己資本金」— 固有資本金（企業開始時の引継資本金） — 繰入資本金（追加出資） — 組入資本金（利益を源泉とした自己資本造成） 「借入資本金」— 建設改良目的の企業債及び他会計長期借入金	「資本金」— 払込資本 （基準19）	「資本金」— 株主となる者が払込み又は給付をした財産の額 （会社法445①、②）
	組入資本金制度あり（令25） ・減債積立金による借入資本金企業債の償還相当額（令25①） ・建設改良積立金による建設改良相当額（令25②） ・任意積立金による他会計借入の償還・返済相当額（令25③）	組入資本金制度なし ※長期借入金の返済や建設改良等の財源とするために積み立てられた積立金を取崩し、固定資産を取得した場合は、資本剰余金として計上（注解15）。	組入資本金制度なし
	減資の規定はなく、減資不可	減資の規定はなく、減資不可	減資の規定あり（会社法447、448、449） 減資を行うためには株主総会決議及び債権者保護手続が必要。
(2) 剰余金	「資本剰余金」— 再評価積立金 — 受贈財産評価額 — 寄附金 — その他資本剰余金 （建設補助金、工事負担金等で法32⑤の規定により、積み立てられたもの） 「利益剰余金」— 減債積立金 — 利益積立金 — 建設改良積立金等の任意積立金 — 繰越利益剰余金	「資本剰余金」— 取得原資拠出者から特定施設費等の拠出を受けて固定資産を取得した場合で、当該取得原資拠出者の意図や取得資産の内容等から法人の財産的基礎を構成すると認められるとき等に計上 （基準19。その他、特定施設費（例）特定施設費、運営費負担金、補助金、工事費負担金等） 「利益剰余金」— 積立金 — 目的積立金 — 前中期目標期間繰越積立金 — 当期未処分利益	「資本剰余金」— 資本準備金 （配当に際し配当の1/10を計上する金額、株式払込剰余金、株式交換差益等の法定準備金） — その他資本剰余金 （減資差益、自己株式処分差益等） 「利益剰余金」— 利益準備金 （配当に際し配当の1/10を計上する金額） — その他利益剰余金 （積立金、未処分利益等）
	利益処分 ① 繰越欠損金の補てん（令24①） ② 1/20以上を減債積立金に積立（令24①） ③ 1/20以上を利益積立金に積立（令24②） ④ 任意積立金への積み立て（令24④） ⑤ 繰越利益剰余金 ※利益の状況に応じ、一般会計や他の特別会計への納付の規定あり（法18②）	利益処分 （1）中期目標の最後の事業年度ではない事業年度 ① 繰越損失の補てん（法40①） ② 積立金として整理（法40①） ③ 目的積立金として整理（法40③） （2）中期目標の最後の事業年度 ① 繰越損失の補てん（法40①） ② 積立金として整理（法40①） ※上記にかかわらず目的積立金、前中期目標期間繰越積立金に残余があるときは、積立金に振り替え（基準89）、そのうち設立団体の長の承認を受けた金額を次の中期目標期間繰越積立金として繰越し（法40④）、残余があるときは、設立団体へ納付（法40⑥）。	利益処分 ① 損失の処理 ② 配当及び法定準備金計上 （配当：会社法454、準備金計上：会社法445） 法定準備金は、配当に際し配当の1/10を計上 ※株主総会の決議を経て配当可能（会社法454）

	<p>剰余金の取崩（法32⑥）</p> <p>「資本剰余金」除却等に加え、欠損処理の取崩の規定あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除却損補てん（令24の2） 補助金等により取得した固定資産に相当する額は、一般の資本剰余金とは異なった区分で資本剰余金として整理されるが、当該補助金等により取得した固定資産の滅失等により、損失が生じたときには当該資本剰余金を取り崩す。この部分による欠損金補てんは不可。 ・欠損金補てん（令24の3②）（*）議会の議決が必要 利益積立金・目的積立金による欠損金補てん後も欠損金残高があるときは、議会の議決を経て、資本剰余金による補てんが可能。 <p>「利益剰余金」取崩の規定あり（組入資本金となる場合あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減債積立金— 企業債の償還に限定（法32③） ・利益積立金— 繰越欠損金の補てんに限定（法32④） ・任意積立金— 原則目的外の用途への使用不可だが、議会の議決を経れば、目的外の利用可（令24⑤） ・繰越利益剰余金— 欠損金補てん、他会計への納付 	<p>剰余金の取崩</p> <p>「資本剰余金」除却等に伴う取崩の規定のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得原資拠出者から、特定施設費等の拠出を受けて固定資産を取得した場合、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されない特定施設とされた資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額する（基準84）。減損損失も同様の処理（減損基準15）。 <p>「利益剰余金」取崩の規定あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積立金用途への使用 ・繰越欠損補てん（基準88） 	<p>準備金・剰余金の取崩・配当</p> <p>「準備金（資本準備金、利益準備金）」取崩の規定あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株主総会決議、債権者保護手続を経て取崩可能 ただし、準備金減少を株式発行と同時にを行う場合、効力発生後の準備金額が効力発生前の準備金額以上であるときは、株主総会決議の替わりに取締役会決議でよい（会社法448）。また、準備金のみ減少する場合、減少額が繰越欠損額以内であるときは、債権者保護手続不要（会社法449①）。
<p>みなし償却制度</p>	<p>みなし償却制度あり（規則8④）</p> <p>資本的支出に充てるために交付された補助金等をもって取得した固定資産について、取得価額から取得のために充てた補助金等の金額を控除した金額を帳簿価額とみなして、減価償却額を算出 →補助金等をもって取得した固定資産については、資産においても資本（資本剰余金として）においても帳簿に残る。</p>	<p>みなし償却制度なし</p> <p>償却資産取得に運営費負担金・補助金等が充てられる場合の当該金額の会計処理について、取得原資拠出者の意図や取得資産の内容等を勘案し、以下に区分（基準77）。取得資産の償却処理も異なる（基準78～84）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の財産的基礎を構成する資本助成—資本剰余金 特定施設の減価償却額は費用計上せず、資本剰余金を減額。 その他は費用計上。 ・法人の財産的基礎を構成しない経常費助成—資産見返負債 償却資産の減価償却額を費用計上する一方、資産見返負債については、償却資産の減価償却相当額に取得価額に占める補助金等の割合を乗じて算出した額を資産見返負債戻入として収益に振替。 	<p>みなし償却制度なし</p> <p>（圧縮記帳あり（原則注解24、法人税法42、45等））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損金経理方式（原則注解24） 国庫補助金等で取得した資産については、国庫補助金等に相当する金額を取得原価から控除する方法 その他、引当金方式と積立金方式がある。

退職給付引当金	義務づけなし 勘定科目表の上では、負債性引当金として固定負債に退職給与引当金計上が表示されているが（規則別表第1号）、義務づけ規定はない。	義務づけあり（基準17） ・貸倒引当金（基準32） ・保証債務損失引当金（基準33） ・退職給付引当金（基準36） ・賞与引当金の規定がある（基準85）	義務づけあり（計規6、財規20、34、49、52）原則注解18において以下例示 ・製品保証引当金 ・売上割戻引当金 ・返品調整引当金 ・賞与引当金 ・工事補償引当金 ・退職給与引当金 ・修繕引当金 ・特別修繕引当金 ・債務保証損失引当金 ・損害補償損失引当金 ・貸倒引当金
繰延償却	繰延償却可能（令26） ・災害損失（令26①） ・開発費（令26②2号） ・試験研究費（令26②3号） ・退職給与金（令26②4号） 以上は、5事業年度以内に均等額以上を償却（令26③） ・企業債発行差金（令第26②1号） 当該企業債の償還期限内に均等額以上を償却（令26③）、 ・控除対象外消費税額 20事業年度以内に毎事業年度均等額以上を償却（規則10の2）	繰延償却不可（基準8） 繰延資産を計上してはならないとしている。	繰延資産あり（原則第三、四、（一）C） ・創立費（財規36） ・開業費（財規36） ・株式交付費（財規36） ・社債発行費（財規36） ・開発費（財規36） ・天災等による資産上の損失で法令で認められた場合（原則注解15） その効果が及ぶ」数期間に合理的に配分するため、各事業年度に均等額以上を配分しなければならない。
たな卸資産の価額	低価法義務づけなし 販売目的として所有する土地について、時価が帳簿価額より低い場合には、時価をもって帳簿価額とすることができるとする規定（規則4③）があるにとどまる。	低価法義務づけあり（基準30） 時価が取得原価よりも下落した場合には時価をもって貸借対照表価額としなければならない。	低価法義務づけあり（企業会計基準第9号7） 期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表額とする。
減損会計	減損会計の規定なし	減損会計の規定あり（固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準及び固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解）	減損会計の規定あり（固定資産の減損に係る会計基準）
リース会計	リース会計の規定なし	リース会計の規定あり（基準29） ・ファイナンス・リース取引 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理 ・オペレーティング・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理	リース会計の規定あり（リース取引に関する会計基準） ・ファイナンス・リース取引 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理 ※上場会社・大会社以外の会社は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理ができる ・オペレーティング・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理

セグメント 情報の開示	<p>水系別、施設別に区分した経理の義務づけなし</p> <p>水道事業、軌道事業、病院事業等法2①に定める事業ごとに特別会計を設けて行なうものとしているにとどまる（法17）。</p>	<p>セグメント情報開示義務づけ（基準40）</p> <p>所在地別等、当該法人の事業内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント別に、事業収益、事業損益及び当該セグメントに属する総資産額その他の財務情報を開示することとしている。</p>	<p>セグメント情報開示義務づけ（財規8の29①～③）</p> <p>製品・サービス、地域、主要な顧客ごとにセグメントを分けて、概要、売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目等について注記することとしている。</p>
----------------	--	--	--